

**議会事務局告示第二号**

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

広島県議会議長 林 正 夫

**政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示**

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年議会議事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

**附 則**

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。